

特許権	判決年月日	令和2年3月11日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和1年(行ケ)第10109号		

○ 発明の名称を「情報管理方法、情報管理装置及び情報管理プログラム」とする発明について、引用発明と同一のものであり、新規性が認められないと判断した事例

(事件類型) 審決(無効成立)取消 (結論) 請求棄却

(関連条文) 特許法29条1項

(関連する権利番号等) 特許第5075201号

(審決) 無効2017-800143号

判 決 要 旨

1 被告は、名称を「情報管理方法、情報管理装置及び情報管理プログラム」とする発明に係る特許の請求項1、4及び7に係る発明(以下、順に、「本件発明1」、「本件発明2」及び「本件発明3」という。)について、本件発明1～3が甲1(米国特許出願公開第2005/0251445号明細書)に記載された甲1発明と同一であるとして、無効審判を請求した。特許庁は、訂正後の請求項1及び4について訂正することを認め、本件発明1及び3についての特許を無効とし、本件発明2についての審判の請求は、成り立たないとの審決をしたため、原告が、本件発明3に係る審決の取消しを求め、本件訴訟を提起した。

2 本件発明3は、インターネットのウェブページを利用した広告方法で、広告提供サイトのウェブページに広告情報とともに広告主ごとに対応付けられた電話番号を掲載し、それを見た利用者が広告主に対して電話を架けた場合に、その通話の成立に基づいて広告料の課金を発生させるというペイ・パー・コール(Pay per Call)方式に係る発明である。本件発明3は、利用者がいずれの広告提供サイトを見て電話を架けてきたかなどを把握するために、数多くの広告提供サイトや商材ごとに異なる電話番号を掲載しようとする、電話番号資源が枯渇するという課題を解決するため、電話番号を指標する識別情報を動的に割り当て、一定時間の経過又は一定回数のアクセスを基準として、その提供を終了することで、識別情報の再利用を可能とし、識別情報の資源の有効活用及び枯渇防止を図るものであると認められる。

3 甲1発明も、本件発明3と同じペイ・パー・コール(Pay per Call)方式に係る発明であり、エンドユーザから要求パートナーの検索エンジンに対して検索要求がなされたことに応じて、次の処理が行われる。

(a) 検索要求を受信した要求パートナーの検索エンジンは、検索要求をシステムに伝え、
(b) システムは、「ジャスト・イン・タイム方式」で、未割り当ての電話番号のプール内にある電話番号の中から「固有の電話番号」となる電話番号が検索要求におけるキーワードと関連付けがなされた特定の広告主の広告に割り当ててその広告に自動的に挿入し、割

り当てられた「固有の電話番号」が挿入された広告を要求パートナーの検索エンジンに送信し、

(c) 要求パートナーの検索エンジンは、検索要求に対する検索結果内に、システムから送信された「固有の電話番号が挿入された広告」を表示する、

(d) システムは、ある特定の広告主の広告がある時間にある特定のウェブサイト（ある検索エンジンのウェブサイト）にある特定の固有の電話番号と共に表示されたことを記録し、

(e) システムは、「固有の電話番号」が「表示されてからある一定期間」が経過した場合には、「再利用」のために「電話番号のプール」に戻され、また、「問合せをもらすが架電がない場合」には、この「固有の電話番号」が「表示されてからある一定期間」が経過するまでの「所定期間」の間、「動的に割り当てられた電話番号」が「その広告に関連付けられる。

4 「一定期間」の始期について、本件発明3では、「前記ウェブサーバに向けて前記識別情報が送出された」時点であるが、甲1発明では、「ユーザのコンピュータ等に電話番号が表示された時点」である。

しかし、甲1発明の明細書には、「表示」について、ユーザ端末等の画面のみに情報を映すという意味に限定されず、システム（広告会社）が要求パートナーのウェブサイトに対して電話番号を割り当てた広告の情報を提示することをも含むと理解することができる記載がある。また、甲1発明の要求パートナーの検索エンジンは、「検索要求に対する検索結果内に、システムから送信された『固有の電話番号が挿入された広告』を表示する」ものであり、構成要件(b),(c)のとおり、要求パートナーの検索エンジンのウェブサイト等に情報を提示することは、システムが「固有の電話番号が挿入された広告」を当該要求パートナーへ送信することにより行われるのであるから、甲1発明において「表示」というときに、システムが、「固有の電話番号が挿入された広告」を、要求パートナーのウェブサイトへ提示させるために送出するという意味をも含むと理解することができる。

以上によると、甲1発明においての「表示されてから」とは、要求パートナーの検索エンジンに向けて電話番号が「送出」されたときを含むと認めるのが相当であるから、本件発明3と甲1発明にはこの点について相違点がないことになる。

5 本件発明3は、「情報管理サーバは、『一定期間』の進行中、識別情報を広告提供サーバに向けて『送出可能な状態』にある」ものであるが、甲1発明にはその点について明示の記載はない。

しかし、甲1発明は、同じ検索エンジンのウェブサイトの第2の顧客の検索に対して、第1の顧客の検索によって割り当てた電話番号と同じ電話番号を再び割り当てて表示することにより、管理する電話番号の数を減らすことを当然の前提としていると解されるから、エンドユーザから要求パートナーの検索エンジンに対する検索要求に対して、広告に「ジャスト・イン・タイム方式」でプール内にある電話番号を割り当てるに当たって、同じ要

求パートナー又は同じコンテキストにおいて、広告が表示されてから所定期間内の電話番号は、再度「固有の電話番号」として前記「広告」に割り当てられ、前記「所定期間内の電話番号」が挿入された広告が要求パートナーの検索エンジンに送信されることを示している」と解される。

そうすると、本件発明３における「一定の期間」が終了して「送出不可能な状態」となるまで「送出可能な状態」である点は、甲１発明との一致点となる。

６ 以上によると、本件発明３と甲１発明は同一の発明である。